

## 平成23年第7回涌谷町議会臨時会（第1日）

平成23年7月6日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 農業委員の推薦について
1. 閉会について
1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤稔雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	総務企画課参事	菅原孝治君
総務企画課参事兼課長	城口貴志生君	町民税務課参事兼課長	安部政志君
町民税務課統括主幹兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター健康福祉課長	佐々木忠弘君		
産業振興課長	平塚盛茂君	商工観光室長	小野寺和敏君
建設水道課参事兼課長	村上芳行君	建設水道課統括主幹	澤田勝治君
会計管理者兼会計課長	大友信一君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	高橋勝一君	教育文化課統括主幹	三塚尚登君
教育文化課統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（大橋信夫君） おはようございます。

本日の臨時会に出席いただきましたこと心より感謝申し上げます。

ただいまから平成23年第7回涌谷町議会臨時会を開会します。

---

◇

◎開議の宣告

○議長（大橋信夫君） 直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（大橋信夫君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大橋信夫君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において12番木村正義君、13番笹木健一君を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○議長（大橋信夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会は、本日1日と決しました。

---

◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第47号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） どうも皆さん、おはようございます。

それでは、議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億8,619万7,000円を増額し、総額を78億1,077万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入におきましては、東日本大震災において、半壊以上の損壊を受けました町民の皆様の住居解体撤去に係る費用を、町で負担することといたし、その財源といたしまして、国庫支出金で災害廃棄物処理事業費補助金、県支出金で、JAみどりの涌谷の箕岳カントリーエレベーター災害復旧補助としまして、東日本大震災農業生産対策交付金を増額いたそうとするものでございます。

繰入金につきましては、歳入が不足する分の補てんとしまして財政調整基金繰入金を増額し、町債につきましては、災害復旧費の増額をお願いいたすものでございます。

次に、歳出におきましては、総務費におきまして、上郡地区の旧涌谷第三小学校跡地に、特別養護老人ホームの開設を計画している事業者がおりますことから、境界図策定のための業務委託や、東日本大震災による被災地復興のために、民間ハウスメーカーから、LED街路灯の寄贈がありますことから、防犯灯交換に係る経費、また、民生費におきましては、町が負担することといたしました損壊家屋の解体撤去処理に係る経費について増額いたそうとするものでございます。

農林水産業費におきましては、JAみどりののに対して、補助金といたしまして東日本大震災農業生産対策交付金を増額いたし、商工費及び教育費におきましては、公民館の事務室移転に伴う経費の増額をお願いするものでございます。

また、災害復旧費におきましては、勤労福祉センター及びくがね創庫の災害復旧工事の経費を増額いたそうとするものでございます。

最後に、公債費におきましては、事業費支出と補助金交付までのつなぎ資金として、一時借入金の借入れ最高額を8億円増額し、10億円にいたすことから、借入金利子の増額をお願いいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第3条で、一時借入金の補正をお願いするものでございます。

一時借入金の借入れの最高額に8億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を10億円とする。というものでございます。

4月の専決予算それから6月の補正予算そして、今回の補正予算で、大震災での復旧関連の委託料それから工事請負費の予算額が、一般会計だけで12億円を超えております。それで9月以降も、この予算額が増える見込みでございます。財源としましては、国庫補助金ですとか起債を計画しておりますけれども、国庫補助金の収入見込

み時期がはっきりしない、明示されていないということから、資金ショートを避けるために、この措置をお願いするものでございます。

それから、3ページ目をお開きください。

第2表地方債補正でございます。1地方債の変更。災害廃棄物処理事業で1億590万円を3億7,440万円と2億6,850万円増額をお願いするものでございますが、歳出で計上しております倒壊家屋等の解体撤去工事に係る経費の2分の1にあたる金額を増額するものでございます。次の、その他公共施設公用施設災害復旧事業6,430万円を6,520万円と90万円増額をお願いするものですが、くがね創庫災害復旧工事に係る経費について増額するものでございます。

それでは、6ページ7ページをお開きください。

○議長（大橋信夫君） 各課順次説明してください。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、国庫支出金の9節災害廃棄物処理事業費補助金で2億6,850万円の増額でございます。これにつきましては、このたびの大震災により被災家屋の解体撤去費用を支援する制度が創設されたところでございます。対象は、所有者から町に対し被災家屋の解体撤去の申し入れがあり、町が解体撤去をしたときでございます。処理費用の2分の1の補助金を計上するものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、15款、県支出金3節の農林施設災害補助金といたしまして、農業用施設災害復旧事業補助金2,329万7,000円の増額をお願いするものでございます。JAみどりの涌谷、篁岳カンントリーエレベーター災害復旧に係る東日本大震災農業生産対策交付金をするものでございます。この補助金は、全額、国庫からの補助金であります。県で予算措置を行いまして、市町村に交付するというような性質から、県支出金として予算措置を行うものでございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、18款、繰入金、財政調整繰入金2,500万円の増です。歳入が歳出に不足する分について取り崩しをお願いするものでございます。なお取り崩し後の残高は、5億1,851万4,000円となる見込みです。

続きまして、町債、その他公共施設公用施設災害復旧事業債90万円の増額ですが、くがね創庫の災害復旧にかかわるものでございます。次の災害対策債、災害廃棄物処理事業債2億6,850万円の増額ですが、倒壊家屋等解体撤去工事に係る経費について増額をお願いするものでございます。

それでは、8ページ9ページ目をお開きください。歳出です。

まず一般管理経費で、消耗品96万6,000円の増額ですが、災害に対応するための夏用の作業ズボンを備えるものでございます。医療技術職を除きまして、三役、議員の特別職それから一般職員について、お願いするものでございます。

終わります。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 続きまして、4目財産管理費1.管財一般経費の中の13節委託料で旧三小跡地境界確定業務委託料で130万円の増額をお願いするものでございます。旧三小跡地9,054平方メートル他に隣接地の用地買収予定地2,788.61平方メートルでございます。特別養護老人ホームの誘致にかかわる経費でございまし

て、委託の内容といたしましては、筆界確定、境界標設置、測量等の土地境界復元業務でございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、企画費、企画調整経費57万1,000円の増額です。これは、7月15日に10時からB&Gの体育館で建町記念式を行う予定ですが、それにかかわる増額でございます。

8の報償費の記念品1万5,000円につきましては、額縁の増額分をお願いしたいと思います。

それから需用費の消耗品費13万1,000円の増額につきましては、体育館に張ります養生シート、養生テープ等にかかる増額でございます。

次の印刷製本費1万2,000円につきましては、賞状用紙の印刷代でございます。

12節、役務費、電源切替手数料15万円ですが、下の14節に冷風機のこと書いてありますが、冷風機を運転させる電気量を確保するための電源切替の手数料でございます。

それから、14節、使用料及び賃借料、気化型冷風機借上料26万3,000円の増ですが、これを借り上げクーラーにしたいと言うことでございます。

終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の、14目諸費、防犯経費でございますが、町長の提案理由にございましたダイワハウス工業からLED街路灯頭部250灯分の寄贈を受けることによりまして、既存防犯灯をLED街路に交換するための手数料及び添架変更を東北電力に申請する手数料でございます。

次の13節、委託料につきましては、LED頭部に変更することにより防犯灯台帳の入力業務を委託するものでございます。

15節、工事請負費につきましては、城山下県道涌谷田尻線沿いに防犯灯街路灯が非常に少ないため、防犯対策上、道路照明灯2基を設置するものでございます。以上です。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 次に、民生費、災害救助経費で5億3,805万円の増額でございます。

次のページに参ります。

臨時賃金105万円の増額でございますが、これから予定しております解体撤去申請事務に係る事務補助員として4人3か月分をお願いしております。

次の工事請負費5億3,700万円の増額でございます。歳入で申し上げました倒壊家屋等の解体撤去について、被災者の経済的負担の軽減を行おうとするものでございます。対象は、住家非住家を問わず、これから解体する場合ですが、すでに業者により自己負担で解体撤去を行った場合についても、条件に合致すれば対象とするものでございます。解体撤去費用につきましては、国が示した算定基準額と実勢単価それから近隣市町の基準単価を参考にいたしまして、涌谷町の基準単価は、1平方メートルあたり税抜き8,000円とするものでございます。なお、業者の見積金額あるいは解体済みの契約金額と比較をして、低い方の額を解体撤去費用といたします。

次に、議案第47号資料についてご説明申し上げます。

左側がこれから解体撤去をする場合の手順でございます。詳細につきましては、もう少し詰めるところがございますが、現在想定しているものでございます。

まず①の関係でございますが、多くの方につきましては罹災証明の申請が終わり、②にあります証明書の発行がされていると思いますが、罹災判定が半壊以上で被害建物の全部を解体する場合に、⑤の解体撤去申請書を提

出していただきます。その際に③にあります固定資産税課税台帳登録事項証明書の交付を受け、必要書類等を添付していただくこととなります。申請書が提出されて、町では⑥の事務手続きを進め、⑦の解体撤去という手順で進めるものでございます。

つぎに、右側がすでに解体撤去が行われている場合の手順でございます。まず①にあります解体した業者が町との契約に応じる意思の確認が必要となっておりまして、これは改めて実施主体である町と所有者そして解体業者との三者契約が必要で、支払いは解体業者に行うと言うことから必要となるものです。また、解体業者には所有者に対しまして既に支払いとなっております代金を後日返納していただくことになるものですから、解体業者の承諾を得るものでございます。その後の申請手続きにつきましては、これから解体する手続きと同じでございます。⑥の申請書が提出されて、町では⑦の事務手続きをすすめ、⑧により契約金の支払いと解体業者が所有者へ代金を返納することで完了となるものでございます。

今後、詳細な実施要項等の整備を行いまして、8月には申請受付と解体撤去事業を進めていきたいと思っております。説明を終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、6款、農林水産業費、3目の農業振興費、19負担金補助及び交付金として、東日本大震災農業生産対策交付金2,329万7,000円の増額をお願いするものでございますが、歳入でもご説明いたしました、JAみどりの涌谷・笹岳カントリーエレベーターの主な被害として、建物の外周の沈下15センチメートルから30センチメートルくらいが沈下しております。それと、下水の配管その他の配管関係の損傷等がございまして、生産対策交付金につきましては、7月13日まで宮城県のヒヤリングを受けて、その後宮城県から予算の内示が出される予定であります。それを受けまして、宮城県に対して補助金申請を行う予定でございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の勤労青少年ホーム運営経費でございます。現在、公民館で使用しております空調設備等を事務室に予定いたしております勤労青少年ホームの体育室と会議室に移設するため工事費として411万6,000円の増額をお願いするものであります。なお現在実施中の修繕工事につきましては、今月末の予定でありますので、事務所移転は8月上旬を予定いたしております。

次の公民館運営経費でございます。現在公民館にありますピアノを文化活動の一助と言うことで、天平の湯小劇場ステージにピアノを移動するため手数料として3万7,000円の増額をお願いするものです。

次の災害復旧費、社会教育施設災害復旧費でございます。

次の12、13ページをお願いします。

勤労福祉センター2階の天井が剥離落下いたしまして、現在、災害査定を予定いたしておりますけれども、現在のところ査定時期が未確定であります。今後予定されております行事が、第35回の町民文化祭、それから第27回になります秋の山唄全国大会が福祉センターで行われますことから、今回、応急工事として、天井の撤去と照明器具及び火災報知器の設置のため、工事費といたしまして563万9,000円の増額をお願いするものであります。

次のその他公共施設公用施設災害復旧費でございます。くがね倉庫くがね館前の平板ブロックが、当初の地震の時には、さほどの沈下が見られなかったんですが、その後、余震と雨等々で段差が生じたので、歩行者に支障ありますことから、復旧のため91万9,000円の増額をお願いするものです。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の12款、公債費、一時借入金利子779万2,000円の増額でございます。予算書の最初に説明いたしましたけども、一時借入金利子の増額でございます。8億円につきまして、180日間借り入れた場合の額で計上いたしております。利率は1.975%で計上いたしております。

以上で終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。1番。

○1番（杉浦謙一君） 1点だけお聞きしておきますけど、解体費用の公費負担の制度でございますけども、この制度の周知ですね。どういったことを考えてられるのか、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 本日、議決をいただいた後に、広報わくや、それからホームページにおいて周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 広報とホームページという答弁でございましたけども、必ず、一定の程度ですけども、知らない人って必ず町内に出てくるわけですよ、広報を配っても見る人見ない人いるんですけど、ぜひ、区長会で制度を話していただいて、区長さんが一番地域のことが分かってらっしゃるんだと思うんですけども、一言、こういう制度ができたよということで、区長会で話をしていただければ、地域で対象の人がいるから声を掛けてみるからくらいに、なるのではないかと思うのですが、そう言った点で少し考えられないのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 7月25日の区長会議でその旨、周知をしたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 47号の資料の説明の中で、半壊以上の判定で全部解体する場合は対象ということがありますが、結局、その家々によって事情が違い、例えば、表側の店舗の方は鉄骨で大丈夫で、後ろに続いている木造家屋がだめになったという、そういうのの判定というのはどうなのかなというのが1つと、それから、防犯灯ですけど、町内全部で何灯あるのか、今回、250灯の交換ということですけど、たしか定額で電気料を払っているわけですよね。ですから、LEDにした場合に定額料金が町で払うのが安くなるのかどうか、その辺どうなのかということです。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（高橋宏明君） 全部解体とその住宅兼用店舗等の場合についてのご質問でございますが、国から示されておりますのは、原則といたしますか、家屋の全部解体が補助対象ということでございます。ただ、先ほど資料の中で、固定資産税課税台帳の提出を求めることにしておりますので、住居あるいは店舗等によって解体が違う場合については、自己解体の点もありますが、これについては、詳細を本部会議の方で検討を進めておりますので、可能なかどうか今後検討して参りたいというふうに考えております。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（安部政志君） 防犯灯の灯数でございますが現在、涌谷町内に約2,500灯でございます。それから、電気料でございますが、電気工事業者の方のお話しだと、添架変更申請を東北電力にか



ければ料金は下がるというお話しはいただきましたが、再度、東北電力の方に確認してみたいと思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに、8番。

○8番（大泉 治君） 前者とほぼ同様の質問でございますが、一部損壊であったとしても、それから、半壊、大規模半壊であったとしても、全部取り壊すということは、対象者はあまりないのではないかと、そういう部分で、要するに、柱や屋根を残して中身を変えたときには、かなりの解体も含めた処理費用がかかると思います。それから、仮に一部損壊であったとしても、やはり耐震の施工をしたりするために、解体をし、新たな工法でということで、リフォームも含めた形の中で地震災害によるものとして、ある程度認めてはいかがなのかなと、これはあくまでも国の施策でございますけれども、町としてはそういったところも地震の災害として全部ひっくるめた形で、解体撤去というふうに見るお考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 今回、提案申し上げておりますのは、国の災害廃棄物に係る処理事業補助について提案を申し上げます。ただ今ご質問の内容は、一部損壊あるいはリフォーム等も視野に入れて町単独での対応はできないのかということだろうと思いますので、そういった対応について、当然、全額町負担、財政負担という問題が出て参りますので、これについては、今後財政当局とも話し合いをしながらですね、どういう対応ができるのか検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） それでは、ここであがってきた5億という金額は、対象数をどれくらいに見ての金額なのですか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 対象件数につきましては、これは本当に概算でしかございませんけれども、全壊の住家・非住家については100%、それから、大規模半壊については、これまで証明書を発行している件数の50%、それから半壊につきましては10%と見込んでおります。それで、戸数では算定できませんので、先ほど基準単価を平方メートルとお話ししましたが、住家・非住家の合計を多分過大かなとは思いますが、300平方メートルと見込んで、今回、5億3,700万円とさせていただきました。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 損壊家屋等とありますけど、岩塀とかブロック塀が倒壊したのは含まれるのですかね。あと、全壊・大規模半壊・半壊まで対象なんですけど、半壊までならなくても、屋根がだめになって張り替えたとか、そういう場合は補助の対象になるのですかね。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） まず、構築物といいますか、ブロック塀とかですね、そういったものについては、国の補助対象からは外れておりますので、町で今回提案したものの中には含まれておりません。それから、屋根瓦等の張り替えに伴ってという、一部損壊にあたるわけでございますが、これにつきましても、先ほど前者にもお答え申し上げますように、原則と申しますか、全部解体撤去する場合にのみ、この制度を利用させていただくものでございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） ここに大崎市のチラシがありますが、住宅の応急修理というのがあるんですね。それですと、52万円までは補助するんですね。これを読みますと、今回の震災で被害を受け罹災証明書により、全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を一定の範囲内で応急修理しますと、対象というのが、罹災証明書により全壊・大規模半壊又は半壊の被害を受けた市内の住宅で修理により居住が可能となる住宅とあるんです。涌谷町ではこういうことはやらないんですかね。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 住宅の応急修理制度でございますが、これは、もう涌谷町ですでに実施済みでございます。今現在、44件を受け付けておりまして、すでに申請書を持ち帰った方が100名以上おりますので、これは、大崎市と同様に実施済みでございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎農業委員の推薦について

○議長（大橋信夫君） 日程第4、農業委員の推薦についてを議題といたします。

議会先例により、全員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

農業委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、学識経験を有する者4人以内を議会が推薦しなければなりません。

先例に従い議会から学識経験を有する者2人を推薦したいと思いますが、先の6月定例会で推薦された木村正義議員のほかに、女性1人を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、議会が推薦する学識経験を有する者は2人と決し、先の6月定例会で推薦された木村正義議員のほかに、女性1人を推薦することに決しました。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選と決しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、指名については、議長において指名することに決しました。

お諮りいたします。

議会推薦の女性農業委員として、及川ふじ子氏を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の女性農業委員として、及川ふじ子氏を推薦することに決しました。



#### ◎閉会について

○議長（大橋信夫君） 以上をもって、今期第7回涌谷町議会臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

よって、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

今期第7回涌谷町議会臨時会は、これをもって閉会することに決しました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） これをもって閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

以上、会議の経過は事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

議 長 大 橋 信 夫

署 名 議 員 木 村 正 義

署 名 議 員 笹 木 健 一